平成29年能登町公告



平成29年度能登町職員採用候補者試験（案内）

　　平成29年度能登町職員採用候補者試験を次のとおり行います。

平成29年6月22日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　能登町長　　持　木　一　茂

１　試験区分、採用予定人員及び職務内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 試験区分 | 採用予定人員 | 職　　務　　内　　容 |
| 行政事務Ａ  （大学卒程度） | ５名程度 | 町長部局、教育委員会等の各課及び出先機関における一般行政  事務に従事します |
| 行政事務Ｂ  （短大卒程度） |
| 行政事務Ｃ  （高校卒程度） |
| 土木技師  （大学卒・短大卒程度） | １名程度 | 町長部局（主として建設課及び農林水産課）等における専門業務に従事します |
| 学芸員 | １名程度 | 教育委員会における専門業務に従事します |
| 保健師 | １名程度 | 町長部局（主として健康福祉課）及び公立宇出津総合病院における専門業務に従事します |
| 社会福祉士 | １名程度 | 町長部局（主として健康福祉課）及び公立宇出津総合病院における専門業務に従事します |
| 保育士 | ２名程度 | 保育所における乳児、幼児などの保育業務に従事します |
| 技能労務職 | ２名程度 | 町長部局（主として上下水道課（浄水場））、教育委員会等の各課及び出先機関における専門業務に従事します |
| 薬剤師 | １名程度 | 公立宇出津総合病院における専門業務に従事します |
| 臨床検査技師 | １名程度 | 公立宇出津総合病院における専門業務に従事します |
| 診療情報管理士 | １名程度 | 公立宇出津総合病院における専門業務に従事します |
| 看 護 師 | ５名程度 | 公立宇出津総合病院における専門業務に従事します |

※採用予定人員は、変更になる場合があります。

２　受験資格

　（１）　年齢及び資格要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 試験区分 | 年 齢 要 件 | 資 格 要 件 |
| 行政事務Ａ | 昭和62年4月2日  以降に生まれた人 | 学校教育法に規定する大学を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 |
| 行政事務Ｂ | 学校教育法に規定する短期大学を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 |
| 行政事務Ｃ | 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 |
| 土木技師 | 昭和57年4月2日  以降に生まれた人 | 学校教育法に規定する土木専門課程の大学又は短期大学を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 |
| 学芸員  理学系  （宇宙科学及び天文学） | 昭和62年4月2日  以降に生まれた人 | 学芸員の資格を現に有する者又は平成30年3月31日  までに資格取得見込みの者 |
| 保健師 | 平成4年4月2日  以降に生まれた人 | 保健師の資格を現に有する者又は平成30年3月31日  までに資格取得見込みの者 |
| 社会福祉士 | 昭和62年4月2日  以降に生まれた人 | 社会福祉士の資格を現に有する者又は平成30年3月31日までに資格取得見込みの者 |
| 保育士 | 昭和52年4月2日  以降に生まれた人 | 保育士の資格を現に有する者又は平成30年3月31日  までに資格取得見込みの者 |
| 技能労務職 | 昭和57年4月2日  以降に生まれた人 | 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者  普通自動車免許を現に有する者又は平成30年3月31日までに免許取得見込みの者  能登町に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む） |
| 薬剤師 | 昭和47年4月2日  以降に生まれた人 | 薬剤師の資格を現に有する者又は平成30年3月31日までに資格取得見込みの者 |
| 臨床検査技師 | 臨床検査技師の資格を現に有する者又は平成30年3月31日までに資格取得見込みの者 |
| 診療情報管理士 | 昭和52年4月2日  以降に生まれた人 | 診療情報管理士の資格を現に有する者又は平成30年3月31日までに資格取得見込みの者 |
| 看 護 師 | 昭和37年4月2日  以降に生まれた人 | 看護師の資格を現に有する者又は平成30年3月31日　までに資格取得見込みの者 |

※ 日本国籍を有しない人も受験できます。（就職が制限されている在留資格の人は除く。）

　（２）　地方公務員法第１６条に規定する次の欠格条項に該当する者は受験できません。

|  |
| --- |
| ア　成年被後見人または被保佐人 |
| イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者 |
| ウ　能登町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者 |
| エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者 |

３　試験の日時、場所及び合格発表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 区分 | 日　　　時 | 場　　所 | 合　格　発　表　等 |
| 行政事務Ａ  行政事務Ｂ  行政事務Ｃ  土木技師  学芸員  保健師  社会福祉士  保育士  技能労務職 | 第１次試験 | 平成29年9月17日 (日)  申込者に別途通知します | 日本航空  高等学校  石川 | 平成29年10月中旬までに、能登町役場前掲示板に掲示するほか、全受験者に合否を通知します。 |
| 第２次試験 | 第1次試験合格通知に併せて通知  します | | 平成29年11月上旬までに、能登町役場前掲示板に掲示するほか、全受験者に合否を通知します。 |
| 薬剤師  臨床検査技師  診療情報管理士  看 護 師 | 試　験 | 日時及び場所については申込者に別途通知します。  ※看護師については、平成29年9月17日(日)に日本航空高校石川で適性検査も実施します。 | | 平成29年10月中旬までに、能登町役場前掲示板に掲示するほか、全受験者に合否を通知します。 |

※ 試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

４　受験手続

|  |  |
| --- | --- |
| 申込書の  請 求 先 | 1. 受験申込書は、能登町役場町民課、柳田庁舎農林水産課、内浦庁舎健康福祉課、   支所及び公立宇出津総合病院事務局の窓口で交付します。  また、能登町ホームページに試験案内及び申込書の様式を掲載していますので、自分で印刷をしてご利用ください。  ②　受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒表の左側に「受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を同封のうえ、能登町役場総務課宛請求してください。 |
| 申込方法 | ①　受験申込書に必要な事項を記入のうえ、受験申込書・履歴書・卒業証明書（卒業見込証明書）及び受験資格に資格要件のある方は資格免許の写し（資格取得見込み者を除く）を添えて能登町役場総務課に提出してください。  なお、卒業証明書（卒業見込証明書）は、この公告日以後に発行したものに限ります。  ②　履歴書には、最近3箇月以内に撮影した写真（縦4.0cm×横3.0cm、脱帽正面向き上半身のもの）を貼付してください。  ③　申込書を郵送する場合は、封筒表の左側に「受験申込書在中」と朱書きし、能登町役場総務課宛て郵送してください。 |
| 受 験 票 | 申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。試験日の1週間前までに受験票が到着しない場合には、総務課職員係へ連絡してください。 |

５　受付期間

|  |
| --- |
| 平成２９年７月３日（月）から平成２９年８月４日（金）まで   1. 受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 2. 郵送の場合は、8月4日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。 |

６　試験の方法

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 内　　　　　　　　　　　容 | | | | | |
| 行政事務Ａ  行政事務Ｂ  行政事務Ｃ  土木技師  学芸員  保健師  社会福祉士  保育士  技能労務職 | 第１次試　験 | 教養試験 | 教養  大学卒程度 | | 行政　Ａ  学芸員 | 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能  出題：40題　時間：2時間 |
| 教養  短大卒程度 | | 行政　Ｂ |
| 教養  高校卒程度 | | 行政　Ｃ  技能労務職 |
| 専門試験 | 土木  大学･短大卒程度 | | 土木技師 | 数学・物理・応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工　　出題：30題　時間：2時間 |
| 保健師 | | 資格免許職 | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論  出題：30題　時間：1時間30分 |
| 社会福祉士 | | 社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論、心理学概論  出題：30題　時間：2時間 |
| 保育士 | | 社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む）  出題：30題　時間：1時間30分 |
| 一般性格  診断検査 | | | 行政ABC土木技師  学芸員  保健師  社会福祉士保育士 | 公務員に求められる資質に関し、よく使われる面接評定項目に関連する性格傾向の面からみる  出題：150題　時間：20分 |
| 労務適性  検　査 | | | 技能労務職 | 労務職員としての適応性を作業適性（R－A）と社会適応性（R－B）の両面からみる  出題（R－A）：70題　時間：25分  出題（R－B）：30題　時間：30分 |
| 作文試験 | | | 全職種共通 | 文章による表現力、課題に対する理解力・思考力についての筆記試験（600字）  時間：1時間 |
| 第２次  試　験 | 面接試験 | | | | 主として人物について、個別面接による試験 |
| 書類審査 | | | | 受験資格の有無、申込書記載事項の審査 |
| 薬剤師  臨床検査技師  診療情報管理士  ※看 護 師 | 共　通 | 作文試験 | | 全職種共通 | | 文章による表現力、課題に対する理解力・思考力についての筆記試験（600字）  時間：1時間 |
| ※看護師  適性検査 | | 看護師 | | 看護師として適応性を資質、能力及び対人関係の面からみる　　出題：30題　時間：50分  ※平成29年9月17日(日)に日本航空高校で実施します。 |
| 面接試験 | | | | 主として人物について、個別面接による試験 |
| 書類審査 | | | | 受験資格の有無、申込書記載事項の審査 |

７　合格から採用まで

1. 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、成績順に任命権者が採用者を内定します。

（２）　採用が内定した者は、原則として平成30年4月1日以降に採用されます。

（３）　採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間ですが、受験資格に掲げる免許・資格を取得できなかった者は、採用資格を失います。

８　給与等の待遇

1. 初任給

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 学　歴 | 職務の級・号給 | 給料月額 |
| 行政事務Ａ  行政事務Ｂ  行政事務Ｃ  土木技師  学芸員  保健師  社会福祉士  保育士 | 高校3卒 | 行政職1級5号給 | 146,100円 |
| 短大2卒 | 行政職1級15号給 | 158,800円 |
| 大学4卒 | 行政職1級25号給 | 178,200円 |
| 技能労務職 | 高校3卒 | 技能労務職1級17号給 | 143,500円 |
| 薬剤師  臨床検査技師  診療情報管理士 | 短大3卒 | 医療職（二）1級17号給 | 173,200円 |
| 大学4卒 | 医療職（二）2級1号給 | 184,400円 |
| 大学6卒 | 医療職（二）2級15号給 | 206,800円 |
| 看 護 師 | 短大2卒 | 医療職（三）2級1号給 | 187,600円 |
| 短大3卒 | 医療職（三）2級5号給 | 195,900円 |
| 大学4卒 | 医療職（三）2級9号給 | 205,200円 |

この額は、平成29年4月採用者のもので、制度の一部改正により変更することがあります。

また、学校卒業後、職務経験等一定の経歴がある場合は、所定の金額が加算されます。

（２）　昇給　　原則として毎年1回行います。

（３）　諸手当　　扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給基準に応じて支給されるほか、退職手当制度があります。

（４）　勤務時間　　1日7時間45分、原則として午前8時30分から午後5時15分までとなっています。ただし、病院など勤務場所によっては変則勤務があります。

（５）　休日　　原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始が休みとなります。ただし、病院など勤務場所によっては変則勤務があります。

（６）　休暇　　年次有給休暇（年間20日、採用月日によって異なります。）のほか、特別休暇（病気・結婚・慶弔休暇など）があります。

（７）　福利厚生　　健康の維持・増進のための各種健康診断、各種施設の利用助成制度及び住宅や生活資金の貸付制度等があります。

（８）　そ　 の 　他　　能登町では仕事と育児の両立が図れるよう、様々な制度を整備しています。

　　　　　　　　　　　【制度の一例】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 内　　容 | 給料・手当金 |
| 産前･産後休暇 | 産前8週間、産後8週間の休暇 | 支給（10割） |
| 子の看護休暇 | 小学校就学前の子を看護するための休暇  ※子1人につき5日（最大10日） | 支給（10割） |
| 育児休業 | 子が3歳の誕生日を迎えるまで取得可能 | 支給なし |
| 育児休業手当金 | 育児休業中に支給される手当金  ※子が1歳の誕生日を迎えるまで支給 | 給料の50%  程度 |
| 育児短時間勤務 | 育児（小学校就学前の子）のため、勤務時間を短縮できる制度 | 勤務時間に応じ支給 |
| 部分休業 | 育児のため、始業・終業の時間を変更できる制度（最大2時間） | 勤務時間に応じ支給 |

９　その他

（１）　申し込みに関する提出書類は、一切お返ししません。

（２）　試験申込書の記載内容に虚偽または不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

（３）　その他不明な点は総務課職員係までお問い合わせください。

【 問い合わせ先 】　能登町役場総務課職員係

927－0492　石川県鳳珠郡能登町字宇出津新１字197番地１

電話番号　　0768－62－8510　（内線　1326）